

津別町地域おこし協力隊待遇一覧 “あっぱれ米”生産農場の担い手

| 項目 | 内容 | 関連法令等 |
|---------|--|----------------------------|
| 身分 | 会計年度任用職員 | 津別町地域おこし協力隊員就業規則 |
| 期間 | 任用された日から令和4年3月31日まで ※最長3年間まで任用可能 | 本人の意思確認と活動先等による継続判断あり |
| 保険 | 社会保険、雇用保険、労働保険に加入 ※個人負担あり | - |
| 給与 | 月額208,000円 | 津別町地域おこし協力隊設置条例 |
| 勤務時間 | 月160時間程度 | 津別町地域おこし協力隊員就業規則 |
| 年次有給休暇 | 1年において10日 ※勤務月数が1年に満たない場合は、月数/12×10日 | 津別町地域おこし協力隊員就業規則 |
| 特別休暇 | 忌引、結婚、出産に係るもの 他 | 津別町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 |
| 任期 | 任用日より該当年度の年度末まで（最長3年間まで延長可） | 津別町地域おこし協力隊設置条例 |
| 共済費 | 国の財政措置の範囲内で町が負担 ※一部個人負担あり（給与天引き） | 都度、算定に基づく |
| 赴任旅費 | 国の財政措置の範囲内で町の基準により支給 ※前住地や利用する公共交通機関、家族構成等により金額設定あり | 津別町職員の旅費に関する条例 |
| 研修旅費 | 国の財政措置の範囲内で町が負担 | 津別町職員の旅費に関する条例 |
| 研修負担金 | 国の財政措置の範囲内で町が負担 | 都度、請求書等に基づく |
| 住宅使用料 | 国の財政措置の範囲内で町の基準により負担 | 都度、請求書等に基づく |
| OA機器借上料 | 国の財政措置の範囲内で町の基準により支給 ※任務に自前のOA機器を活用する場合対象 | 内部で定める |
| 寒冷地手当 | 国の財政措置の範囲内で町の基準により支給 ※11月～3月の間で毎月支給（世帯状況等により金額設定あり） | 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |